

【資料2－3】

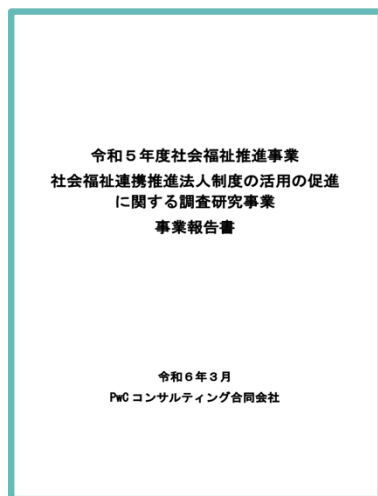
令和5年度の主な改正事項・ 周知事項について

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

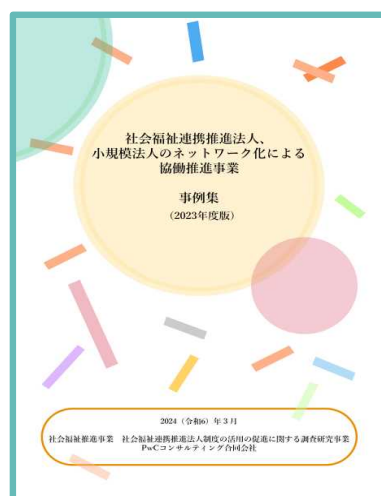
社会福祉連携推進法人等の先行事例集・認定申請マニュアルについて

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

<事業報告書>



<事例集>



<認定申請マニュアル>



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

<掲載先URL>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

[ホーム](#) > [インサイト](#) > [事例紹介](#) > [令和5年度社会福祉推進事業の実施について](#)

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

(参考) 社会福祉連携推進協議会について

- ✓ 令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。
- ✓ 令和5年2月9日に令和4年度協議会を開催。8名の実践者による事例の共有や意見交換を行った（認定所轄庁・法人等が参加、最大接続数950）。

協議会概要

■ 協議事項

- (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
- (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
- (3) その他

■ 構成員及び参加者

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

令和4年度協議会 動画等（厚労省HP）

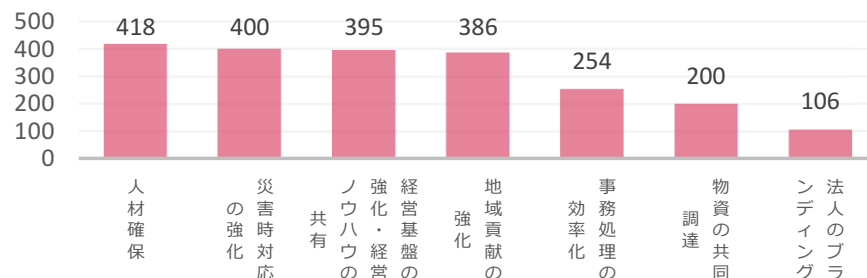
令和4年度協議会当日の、5名の実践者によるプレゼン映像及び8名の実践者によるパネルディスカッションの議事概要を公開しています。

■ HPリンク

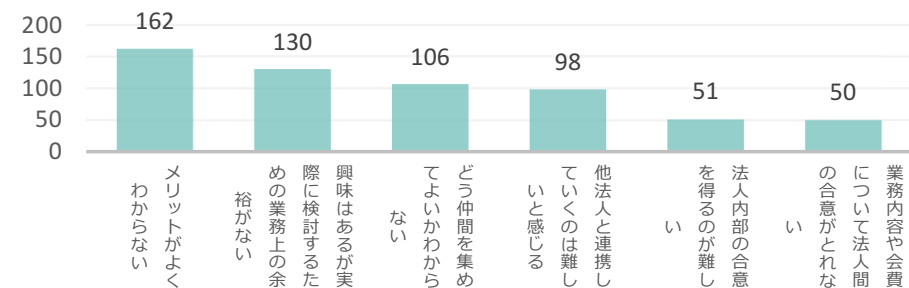
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31924.html

出席法人アンケート結果概要

■ 連携推進法人に期待すること（n=625、複数回答）



■ 連携推進法人の設立のハードル（n=334、複数回答）



社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析について

- 社会福祉法第59条の2第2項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされている。
- 当該調査及び分析データについては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの有する計算書類等のデータを活用し、国及び独立行政法人福祉医療機構がシステムを通じて都道府県等に提供している。
- データから得られる指標について、**個々の社会福祉法人が経営状況を都道府県の平均値と比較する等、社会福祉法人において経営の参考として活用することが可能となる**ため、都道府県においては、引き続き、**管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析等を実施していただくとともに、その内容の公表に努めていただきたい。**

(参考)都道府県による統計等の公表例

- ・ 東京都「都内社会福祉法人の活動状況等の公表」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/katudoujyoukyou.html>

- ・ 神奈川県「社会福祉法人の財務情報の公表」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/documents/documents/zaimujyounokouhyou.html>

東京都福祉局									
都内社会福祉法人の活動状況等の公表									
社会福祉法により、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動状況等を公表に努めることが、求められています。									
指標監査等関係調整では、社会福祉法人に作成・所轄への届出が義務的。その他の調査結果等を基に、都内社会福祉法人の活動状況等を公表する。									
1 都内社会福祉法人数									
都内社会福祉法人の活動状況									
(1) 地域における公益的な取組の実施状況									
(2) 社会福祉充実計画の策定									
(3) 会計監査人の選任									
(4) 会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用									
3 都内社会福祉法人の現況									

都内社会福祉法人の財務指標 事業区分別平均値（令和2年度決算）									
事業区分	法人数	活動比率	経費比率	固定長期適合率	人件費・賃金比率	労働分配率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金収支増減率
全法人	1,049	424.5%	82.8%	81.1%	74.9%	87.1%	5.3%	1.4%	5.8%
保育のみ経営	386	306.7%	85.4%	81.4%	78.1%	88.1%	5.7%	0.4%	6.5%
児童のみ経営	181	488.5%	86.3%	88.1%	67.5%	76.4%	6.9%	1.3%	7.4%
介護のみ経営	150	514.9%	81.4%	86.6%	75.9%	89.8%	4.3%	5.3%	4.1%
その他事業（施設運営等）のみ経営	112	538.1%	85.2%	82.0%	88.4%	85.4%	8.9%	4.8%	10.0%
複業事業を営む	210	410.7%	79.9%	83.2%	74.4%	88.7%	4.1%	2.8%	5.5%

都内社会福祉法人の財務指標 収益規模別平均値（令和2年度決算）									
サービス活動収益（単位：円）	法人数	活動比率	経費比率	固定長期適合率	人件費・賃金比率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金収支増減率	事業活動資金収支増減率
全法人	1,049	424.5%	82.8%	81.1%	74.9%	5.3%	1.4%	5.8%	
1億未満	62	793.8%	82.6%	67.1%	63.6%	8.3%	5.4%	7.9%	
1億以上2億未満	138	429.2%	85.3%	84.8%	75.6%	6.4%	2.1%	4.3%	
2億以上3億未満	152	438.2%	83.2%	84.4%	76.8%	6.0%	0.6%	5.9%	
3億以上4億未満	108	434.4%	85.0%	83.5%	74.5%	5.3%	2.2%	6.6%	
4億以上5億未満	105	392.6%	84.5%	86.4%	76.5%	5.3%	1.1%	5.3%	
5億以上6億未満	70	454.8%	84.5%	88.2%	75.7%	5.7%	1.9%	7.0%	
6億以上7億未満	56	455.9%	85.5%	88.1%	75.6%	5.3%	0.9%	6.8%	
7億以上8億未満	40	408.3%	81.8%	82.6%	76.1%	5.2%	1.7%	6.2%	
8億以上9億未満	35	310.8%	78.4%	85.6%	76.2%	7.4%	2.2%	7.4%	
9億以上10億未満	33	489.7%	84.3%	85.3%	75.2%	4.2%	0.4%	6.4%	
10億以上20億未満	137	385.7%	79.9%	84.4%	74.6%	4.9%	2.9%	6.4%	
20億以上30億未満	49	401.3%	80.4%	80.5%	75.5%	3.5%	0.8%	4.1%	
30億以上	64	284.9%	70.1%	83.0%	72.3%	3.1%	4.4%	4.9%	

社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの改修等について

令和6年4月リリース（令和4年12月26日付け通知改正等）

<「分析機能」の拡充>

- 都道府県の管内法人の計算書類等の調査及び分析の義務及び公表の努力義務（社会福祉法第59条の2第2項）に資するための「**分析機能**」について、都道府県における調査及び分析の質を担保し、法人の一層の運営の透明性の向上を図るため、**令和4年度補正予算において改修費用を計上**。本機能については、**法人に適時な指導を行うことにも資するものであるので、活用をお願いしたい**（改修の詳細は[本説明のあとにWAMより](#)お示し予定）。
- ※ 令和5年4月1日に「現況報告書等で見られる誤り一覧」を更新し、新たに計算書類に係るチェックポイントを追加したので、併せて参考とされたい。

<社会福祉充実計画に係る報告事項の追加>

- 所轄庁及び法人の事務処理の効率化に資するよう、**現況報告書§12（社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況）を改正**し、例年別途アンケートとして実施していた、**社会福祉充実計画の事業別の記入欄を追加**。

① 施策の目的

社会福祉法人の計算書類等について、分析の強化・可視化を行うことで、法令に基づく都道府県における調査及び分析の質を担保し、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

法令…社会福祉法第59条の2第2項

② 対策の柱との関係

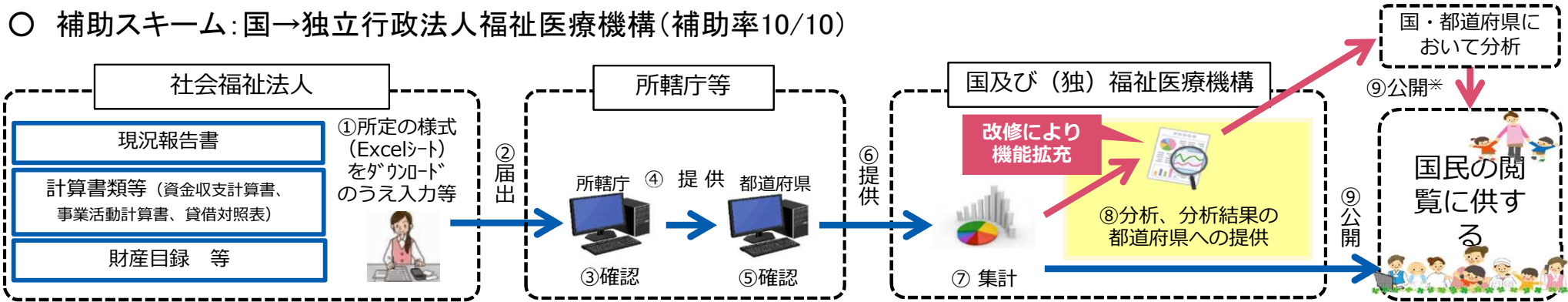
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

社会福祉法人の計算書類等については、「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」に電子データで届出され公表しているが、これまでに蓄積されたデータを有効に活用するためシステムを改修する。これまでも、システムにおいて独自にデータ分析を行っていたが、改修により、これまでの単年度分析から複数年度分析とし、また、比較する範囲の適正化や解説の併記をすることで、都道府県の調査及び分析の基礎資料に活用でき、行政事務の効率化を図ることができる。(リリース時期:令和6年4月(予定))

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム:国→独立行政法人福祉医療機構(補助率10/10)



(※)分析結果は都道府県が管内法人の計算書類等の調査・分析結果として公開

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システムの改修により、データを活用した管内社会福祉法人の分析結果を都道府県においてダウンロードすることで、都道府県の行政事務の簡素化、効率化を図るとともに、都道府県による結果の活用を通じ、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。加えて、国として都道府県の分析結果を活用することで、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図る。

経営サポート事業の活用について 1

Q 法人の経営を改善するために助言を受けたい。

A 経営の改善に向けて、例えば、福祉医療機構の経営サポート事業などの第三者からの支援を活用することができる。ただし、法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において支援の必要性和支援者選定理由の合理性、金額の妥当性を判断する必要があることに留意が必要である。

福祉医療機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施している。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施している。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤を安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、福祉医療機構の経営サポート事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。

(参考) 経営サポート事業の概要

1. リサーチ業務

①「リサーチレポート」の公表

各種調査を実施し、福祉・医療施設を運営される事業者の方々にとって、有益となる経営情報を発信しているのでご活用願いたい。(機構のホームページに掲載) (<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/>)

(例)

【アンケート調査】

- ・過疎地における保育所・認定こども園の経営良好先の取り組み事例
- ・特別養護老人ホームの人材確保に関する調査

【建設費に関するレポート】

- ・福祉・医療施設の建設費の動向

【経営状況に関するレポート】

- ・施設別レポート
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護医療院などの経営状況
- ・法人(開設主体)のレポート
社会福祉法人、医療法人の経営状況

経営サポート事業の活用について 2

②「経営動向調査」の公表

四半期に1度、現場の経営実感を調査し結果を公表

- ・社会福祉法人経営動向調査 … 社会福祉法人、特別養護老人ホーム
- ・病院経営動向調査 … 病院および医療法人

③「経営分析参考指標」の発行決算データを基に 14 施設・サービスと法人(開設主体)の経営状況について、分析結果を取りまとめて計 15 種類の経営分析参考指標を発行。ホームページにはダイジェスト版を掲載。

・高齢者福祉サービス

「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」

・児童福祉サービス

「保育所・認定こども園」

・障害福祉サービス

「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」

・医療系サービス

「病院」「介護老人保健施設」「診療所」

・法人

「社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人」

2. セミナー業務

- ・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・令和5年度はオンライン配信を中心としながら、一部セミナーは集合形式とオンライン配信を併用して開催。
(https://www.wam.go.jp/hp/keiei_seminar_goannai/)

3. コンサルティング業務

① 経営診断

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

② 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

③ 人事給与分析プログラム・機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

④ 介護医療院移行支援プログラム

- ・介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、移行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示。

⑤ 個別支援プログラム

- ・法人が現在抱えている課題について、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

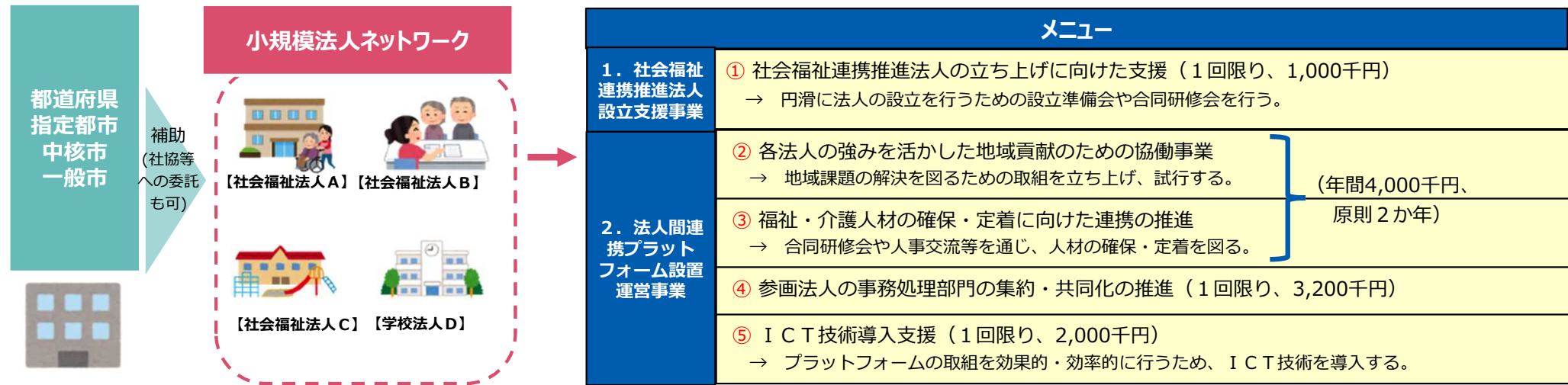
令和6年度当初予算 3.5億円 (3.5億円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4～)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



施策名： 社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

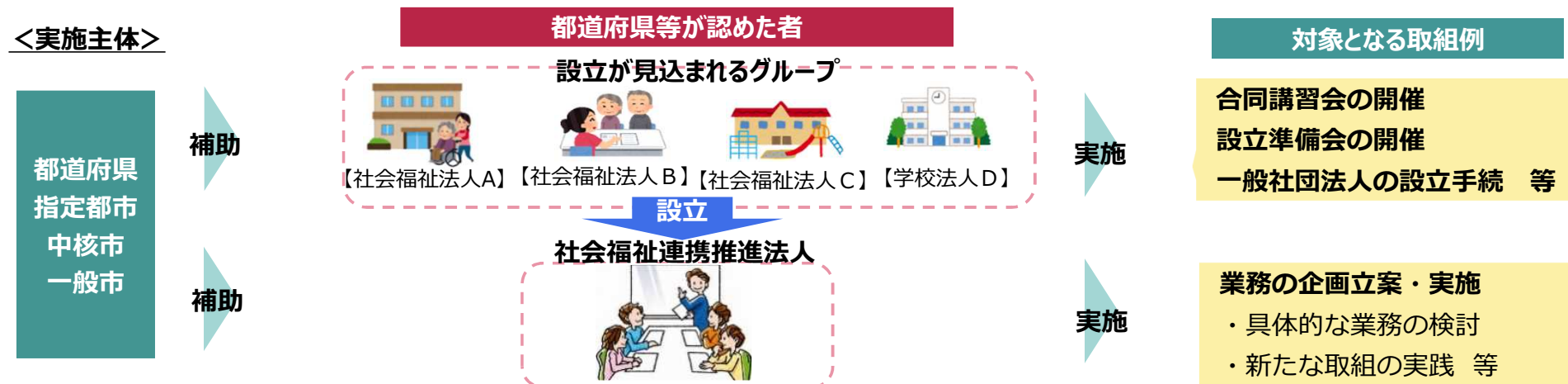
③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。

(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。